

件 名	5 陳情第 1 1 号 瑞穂町の保育運営に係る地域区分の適正化に関する陳情書
<p>【要 旨】</p> <p>西多摩地区内の保育運営に係る地域区分の地域間格差を是正して、瑞穂町における保育の質の向上や保育士の確保が十分に保証されますよう、隣接する地域との格差を是正した適正な地域区分に引き上げるため、国の関係省庁への働きかけを陳情いたします。</p> <p>【理 由】</p> <p>認可保育園の運営費は、国の「子ども・子育て支援教育・保育給付費」の公定価格により決定され、年間補助金収入の6割以上を占める主たる財源となっております。公定価格には地域区分が設けられ、「20／100地域」から「その他の地域」までそれぞれに単価設定がなされています。</p> <p>東京都内における地域区分は、区部の20%から瑞穂町・武蔵村山市の3%まで設定され、東京都内でありながら保育園の所在地により、定員100名の試算において区部との比較で最大年額1000万円以上の差額が生じております。また、西多摩地区内においても隣接する福生市・青梅市は15%となっており、瑞穂町・武蔵村山市の3%と12%もの差があり、年間で700万円を超える差額が生じております。</p> <p>その他の西多摩地区内との比較においても、羽村市・あきる野市・日の出町・桧原村については10%、奥多摩町については6%となっており、瑞穂町・武蔵村山市の3%が著しく低い設定となっていることは明らかです。</p> <p>少なくとも同じ生活圏の西多摩地区内でありながら、これだけの格差が生じていることは著しく合理性を欠く設定と思われます。令和2年度において、さらなる補正ルールも定められましたが、瑞穂町・武蔵村山市の地域区分が永年低いまま据え置かれているため、相互に補正を妨げる関係となっております。</p> <p>厚生労働省が昨年10月1日に発効した東京都の最低賃金は、1,072円で都内全域が同額となっております。一方、同省が決定した地域区分による保育運営費単価による格差は、保育園の年間収入に大きな格差を生じさせています。</p> <p>これはすなわち、地域区分の低い瑞穂町では職員給与全体を抑えざるを得ない状況にあり、保育の質の向上に大きく影響するばかりか、職員の待遇や保育士の確保においても深刻な影響を及ぼしかねない状況といえます。</p> <p>これらを鑑みても、保育現場における地域間格差を解消することは、子育て支援策の「質の向上」と「量的拡充」の実現に必要な措置であると考えております。東京都内、特に西多摩地区内はどこでも、同一の保育の質や保育士の確保が保証されますよう、隣接する地域との格差を是正した適正な地域区分に引き上げるため、国の関係省庁への働きかけを陳情いたします。</p>	

※原文のまま掲載しています。